

小田原市下水道施設包括の維持管理業務 実施方針

令和8年5月

小田原市上下水道局

目次

目 的.....	1
第 1 章 業務内容に関する事項.....	1
1. 業務の概要.....	1
1) 業務名.....	1
2) 業務の基本方針.....	1
3) 業務の目的.....	1
4) 業務の対象施設.....	1
5) 業務事務所.....	2
6) 業務履行期間.....	2
7) 業務内容.....	2
8) 発注方式.....	5
9) 遵守すべき関係法令等.....	5
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1. 実施形式.....	6
2. 応募資格.....	6
1) 応募者の構成.....	6
2) 応募要件.....	6
3) 事業スキーム例.....	9
3. 事業者の選定に関する事項.....	9
1) 事業者選定委員会の設置.....	9
2) 事業者の選定方法.....	9
4. 事業者の募集及び選定の手順及び日程.....	10
5. その他.....	10
第 3 章 業務契約に関する事項.....	11
1. 契約の締結等.....	11
1) 業務委託契約の締結.....	11
2) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	11
3) 次点交渉権者との協議.....	11
4) 契約に要する費用.....	11
5) 契約保証金.....	11
第 4 章 業務実施に関する事項.....	12
1. 対象業務の水準.....	12
2. モニタリングの実施.....	12
3. リスク分担の基本的な考え方.....	12
第 5 章 その他業務の実施に関し必要な事項.....	13
1. 予算措置.....	13
2. プロポーザルの中止等.....	13
3. 応募の費用負担.....	13
4. 提出書類の取扱い.....	13
1) 著作権.....	13

2) 提案書類の返却	13
5. 実施方針に関する質問の受付等	14
1) 質問の受付・回答	14
2) 担当窓口（問い合わせ、書類提出先）	14

目 的

本実施方針は、小田原市上下水道局が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター及び中継ポンプ場等）を対象とする日常の維持管理について「包括的民間委託」を採用し、「小田原市下水道施設包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）」を実施するに当たり、本業務の概要等を事前に周知することを目的とする。

第 1 章 業務内容に関する事項

1. 業務の概要

1) 業務名

小田原市下水道施設包括的維持管理業務

2) 業務の基本方針

- ・下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。
- ・地域経済の好循環を図るため、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進する。
- ・大規模地震等の災害発生時においても公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指す。

3) 業務の目的

本業務は、本市が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター及び中継ポンプ場等）の維持管理に関する各種業務等について、複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、緊急時における連携体制を強化し、下水道施設の安全・安心な維持管理を確保することを目的とする。

4) 業務の対象施設

業務の対象施設を表 1-1 に示す。

表 1-1 業務の対象施設

施設内訳		数 量
管路	下水道本管（污水）	約 600 km
	人孔、人孔蓋	約 25,000 基
	取付管、公共ます	約 50,000 基
施設	下水道管理センター（西部污水調整池）	1 箇所
	中継ポンプ場（早川・南町）	2 箇所
	マンホールポンプ	25 箇所

※ 下水道管路（污水）の新規整備に伴い、対象施設の数量が増加することがある。

5) 業務事務所

本業務において市民等からの通報があった際は、対象場所に概ね1時間以内に到着して対応するため、事業者自ら準備するものとし、その場所等については事前に本市の承諾を得なければならない。

なお、下水道管理センター（小田原市寿町 5-23-30）内に設置する場合は、業務履行期間に限り、無償で貸与する。

6) 業務履行期間

令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの5年間とする。

7) 業務内容

ア) 共通事項

本業務のうち、共通事項に関する業務の概要を表 1-2 に示す。

表 1-2 共通事項に関する概要

業務名		業務内容	数量 (5年間)
統括監理業務	業務全般の統括監理	・各業務の一元的管理 ・発注者との連絡調整及び履行報告 ・業務改善の立案と実施	1式
	維持管理情報の管理業務	管路及び施設の点検や調査等を実施した履歴をデータ化	1式
	業務計画書及び報告書作成	業務全体の計画書や報告書の作成	1式

イ) 管路

本業務のうち、管路に関する業務の概要を表 1-3 に示す。

表 1-3 管路に関する業務の概要

業務名		業務内容		数量 (5年間)
計画的 維持管理 業務	計画的 点検業務	管口カメラ点検（法定点検）		46 箇所
	計画的 調査業務	簡易直視式カメラ調査(スクリーニング調査)		55,500m
		管口カメラ調査(スクリーニング調査)		3,385 箇所
		TV カメラ調査（詳細調査）		19,000m
	計画的 清掃業務	本管清掃	事前調査（堆積確認）	555 箇所
			清掃(定期清掃)	26,500m
			清掃(点検調査に伴う清掃)	22,000m
		伏せ越しマン ホール清掃	事前調査（堆積確認）	215 箇所
			スカム清掃（定期清掃）	580 箇所
			清掃(定期清掃)	160 箇所
			清掃(大型)(定期清掃)	5 箇所
		マンホールポ ンプ清掃	MP 引上げ清掃	5 箇所
			MP 地上吸引清掃	95 箇所
			MP 洗浄	115 箇所
	不明水 調査業務	絞込調査	暗視カメラ調査	72 箇所
			水位計調査	18 箇所
		詳細調査	送煙調査	5,000m
			簡易直視式カメラ調査	5,000m
			取付管調査	275 箇所
			誤接合調査	50 箇所
			流量計測（事前）	5 箇所
		効果測定	流量計測（事後）	3 箇所
	計画的 修繕業務	人孔蓋取替		185 箇所
	計画的 改築業務	取付管更生（調査）		320 箇所
		取付管更生（工事）		128 箇所
		取付管布設替（工事）※図面作成含		180 箇所
住民対応 等業務	住民対応業務	通報等受付、現地確認、調査、安全対策		800 件
	事故対応業務 (清掃等)	本管詰まり処理		70 件
		公共ます位置調査		60 件
		公共ます詰まり処理		90 件
		マンホールポンプ詰まり処理		40 件
	事故対応業務 (修繕)	本管修繕		15 件
		取付管修繕		25 件
		人孔・人孔蓋修繕		85 件
		公共ます等修繕		15 件

※本表の数量は、想定数（上限）を示しており、詳細は年度協定で決定する。

ウ) 施設

本業務のうち、施設に関する業務の概要を表 1-4 に示す。

また、保全管理業務（保守点検）の対象施設及び業務概要は表 1-5、運転管理業務の対象施設及び業務概要を表 1-6 に示す。

表 1-4 施設に関する業務の概要

業務名	業務内容	数量 (5年間)
保全管理業務	自家用電気工作物保守点検、消防設備点検、保守点検（日常・定期点検）、設備点検、浚渫、場内環境整備	表 1-5
	簡易修繕（機器や設備の故障の予兆や不具合発生に対するもの）	1 式
運転管理業務	施設の運転操作・監視	表 1-6
調達管理業務	機械器具・修繕用材料	1 式

表 1-5 保全管理業務の対象施設及び業務概要

業務内容		対象施設	業務概要	数量 (5年間)
自家用電気工作物保守点検【法定点検】	自家用電気工作物保全管理業務	下水道管理センター	月次点検（隔月）25 回、年次点検 5 回	
		早川中継ポンプ場	月次点検（隔月）25 回、年次点検 5 回	
		南町中継ポンプ場	月次点検（隔月）25 回、年次点検 5 回	
消防設備点検【法定点検】	消防設備点検業務	下水道管理センター	感知器 52 個、消火器 59 本、地下タンク 5,000L	5 回
		早川中継ポンプ場	感知器 20 個、消火器 9 本、誘導灯 11 台	5 回
保守点検	日常・定期点検	下水道管理センター	日常点検（週 2 回） 480 回 定期点検（年 14 回） 70 回	
		早川中継ポンプ場	日常点検（週 2 回） 480 回 定期点検（年 14 回） 70 回	
		南町中継ポンプ場	日常点検（週 2 回） 480 回 定期点検（年 14 回） 70 回	
		マンホールポンプ	日常点検（月 1 回） 60 回 定期点検（年 2 回） 10 回	
設備点検	中央監視制御装置点検業務	下水道管理センター	監視制御設備	2 回
	電気計装設備点検業務	早川中継ポンプ場	受変電設備、動力設備、直流電源設備、発電機設備、計装設備	3 回
		南町中継ポンプ場	電気設備、計装設備、監視装置設備、発電機設備	2 回
	脱臭設備維持管理業務	下水道管理センター	脱臭設備	1 回
		早川中継ポンプ場	脱臭設備	1 回
浚渫	沈砂池浚渫業務	下水道管理センター	沈砂量約 22.5 トン/回	2 回
		早川中継ポンプ場	沈砂量約 8.7 トン/回	5 回
		南町中継ポンプ場	沈砂量約 11 トン/回	5 回
場内環境整備	植栽剪定業務	下水道管理センター	植栽剪定	2 回
	広場維持管理業務	寿町ふれあい広場	清掃、除草	1 式

※本表の数量は、想定数（上限）を示しており、詳細は年度協定で決定する。

表 1-6 運転管理業務の対象施設及び業務概要

業務内容	対象施設	業務概要	数量
施設の運転 操作・監視	下水道管理センター 寿町ふれあい広場	運転管理業務 寿町ふれあい広場監視管理業務	1 式
	早川中継ポンプ場	運転管理業務	
	南町中継ポンプ場	運転管理業務	
	マンホールポンプ	運転管理業務	

8) 発注方式

本業務は、下水道施設（管路、下水道管理センター、中継ポンプ場等）の維持管理業務をパッケージ化し、下水道サービスの質を確保しつつ受託者の創意工夫を生かした効率的かつ効果的な維持管理を行うため、複数年業務として発注する「包括的民間委託」方式とする。

そのため、本業務の実施に関する費用については、市が委託費として事業者に支払うものとする。

9) 遵守すべき関係法令等

事業者は本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
- (2) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
- (3) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）及び同法関連法規
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
- (5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
- (7) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
- (8) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
- (9) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
- (10) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
- (11) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
- (12) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
- (13) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
- (14) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
- (15) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
- (16) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
- (17) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
- (18) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規
- (19) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
- (21) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規
- (22) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (23) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (24) 電気設備技術基準（平成 9 年通産省令第 52 号）
- (25) 内線規程（一社 日本電気協会 JEAC8001）
- (26) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- (27) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- (28) 小田原市下水道条例
- (29) 小田原市財務規則
- (30) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (31) 小田原市暴力団排除条例
- (32) その他関連法令

第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 実施形式

本業務を実施する上での企画力、技術力、遂行能力等が最も優れた者を候補者として選定するため、「公募型プロポーザル方式」を採用する。

2. 応募資格

1) 応募者の構成

応募者の構成等は、次に示すとおりとする。なお、一部業務の再委託・下請け（以下、「再委託等」という。）については本市の事前承諾を得たうえで認めるが、統括監理業務の再委託は認めない。

- ① 応募者は、複数の企業で構成する共同企業体とし、共同企業体の運営形式と構成する企業（以下、「構成企業」という。）の数は任意とするが、本業務の実施に関して各々適切な役割を担うこと。
- ② 管路に関する計画的維持管理業務及び住民対応等業務を担う構成企業は、市内事業者でなければならない。
- ③ 施設に関する保全管理業務、運転管理業務、調達管理業務における業務内容の一部を再委託等する場合は、市内事業者を可能な限り活用しなければならない。
- ④ 構成企業は、他の共同企業体と重複することはできない。また、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下、「組合」という。）が構成企業となる場合は、その組合員は他の共同企業体の構成企業となることはできない。
- ⑤ 各構成企業の出資比率は問わない。

2) 応募要件

ア) 参加資格要件

応募者の全ての構成企業は、次の要件を満たすこと。

- ① 小田原市契約規則（昭和 39 年小田原市規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- ② 応募資格審査書類の提出期限から契約締結日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 共同企業体の構成企業は、国または地方公共団体等（※）が発注する(a), (b), (c), (d)の業務実績（共同企業体による実績を含む）を有すること。なお、平成 28 年度から応募資格審査書類の提出期限までに完了した業務を実績とする。

また、組合にあっては組合自ら若しくは組合員のいずれかが実績を有すること。

(a) 管路の点検または調査業務

(b) 管路の改築（管渠更生工事等）または修繕（人孔蓋取替工事等）

(c) 管路等の清掃業務

(d) 下水道処理場、または中継ポンプ場等の施設に関する運転管理業務

※「地方公共団体等」とは、地方公共団体、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条の 2 第 1 項に規定する団体をいう。

- ⑤ 本業務は、市内事業者の受注機会を確保するため、受注者が行う再委託や物品調達等においても可能な限り市内事業者を活用すること。

イ) 統括監理業務に関する要件

- ① 統括監理業務（表 1-2）は共同企業体の代表企業が担い、応募資格審査書類の提出時点において、令和 7・8 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿に**次のいずれかの業種及び営業種目に登録がされた企業**であること。

コンサルタント（下水道）

工 事（土木一式）

一 般 委 託（污水处理施設等保守管理の委託）

- ② 統括監理業務（表 1-2）における統括責任者は、本業務の全てを一元的に統括監理することから、下水道施設の維持管理に関する高度な技術及び相当の経験を有する**次の (a), (b), (c), (d) の要件を満たす者**を配置しなければならない。

ただし、統括責任者が (a) 又は (b) に関する資格が不足する場合は、構成企業の中から資格を有する業務責任者を配置することができる。

(a) 管路に関する資格

以下のいずれかの資格を有する者。

- ・ 下水道管路管理総合技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- ・ 下水道管路管理主任技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- ・ 技術士 上下水道部門（下水道）

(b) 施設に関する資格

以下のいずれかの資格を有する者。

- ・ 下水道処理施設管理技士
- ・ 下水道法第 22 条に規定する資格者

(c) 実務経験

以下のいずれかの実務経験を 3 年以上有する者。

- ・ 下水道管路または処理場等の維持管理業務（下水道施設包括的維持管理業務（履行中含む））に関する実務経験（統括責任者または業務責任者）を有する者。
- ・ 下水道管路または処理場等のマネジメント業務（下水道ストックマネジメント等に基づく維持管理の技術管理または包括的民間委託等の一元的な統括監理）に関する実務経験（管理技術者または照査技術者）を有する者。

(d) 雇用関係

応募資格審査書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

ウ) 管路業務に関する要件

- ① 構成企業のうち、管路に関する業務（表 1-3）を担う構成企業は、応募資格審査書類の

提出時点において、令和 7・8 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿の**次のいずれかの業種及び営業種目に登録された企業**であること。

一般委託（清掃請負（庁舎外））

一般委託（調査業務委託）

工 事（土木一式）

②計画的維持管理業務及び住民対応等業務を担う構成企業は、市内事業者とし、**次の要件を満たす者**とする。

（a）応募資格審査書類の提出期限から契約締結日まで、建設業法第 28 条の規定に基づく指示または営業停止命令を受けていない者。

エ） 施設業務に関する要件

① 構成企業のうち、施設に関する業務（表 1-4）を担う構成企業は、応募資格審査書類の提出時点において、令和 7・8 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿に**次の営業種目に登録された企業**であること。

一般委託（污水处理施設等保守管理の委託）

② 保全管理業務、運転管理業務、調達管理業務における業務内容の一部を再委託等する場合は、市内事業者を可能な限り活用しなければならない。なお、本市の事前承諾を得たうえで再委託等を認めるものとする。

オ） 応募者の制限

次のいずれかに該当する企業は、構成企業になることはできない。

- ① 本業務に関する事業者選定委員会の委員と資本面または人事面において関連がある企業。
- ② 本業務の発注支援業務に関わっている者と資本面または人事面において密接な関連がある企業。「資本面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有しまたはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある企業」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本業務の発注支援業務に関わっている企業は次のとおりである。

・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝五丁目 34 番 2 号）

カ） 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業は、応募資格審査書類の提出期限から契約締結日までの間、「2）応募要件」に記載されている資格要件を喪失した場合、次の取扱いとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

② 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、または受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、または構成企業の追加を認める。

3) 事業スキーム例

本業務で想定する事業スキーム（例）を（図 2-1）に示す。これを参考とし、1）及び2）に示す要件等の範囲で、業務の一体的管理・調整体制が確保され、かつ本業務に最適な実施体制等を構築すること。

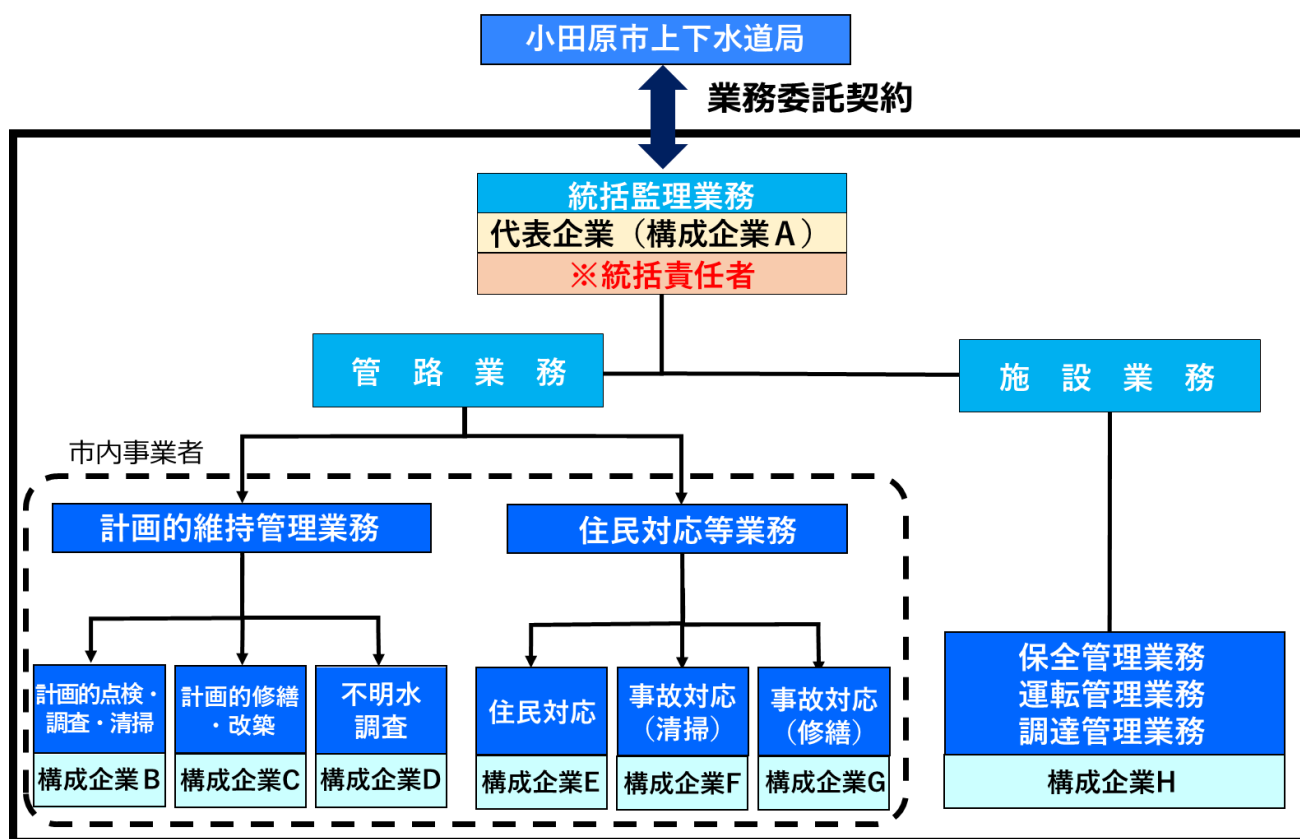


図 2-1 事業スキーム（例）

3. 事業者の選定に関する事項

1) 事業者選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して学識経験者及び行政職員から構成される「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」という。）を設置する。

事業者選定委員会は、応募者の提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、本業務に対する応募者が1者のみであった場合でも応募者の提案の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

2) 事業者の選定方法

本業務事業者の選定については、公募型プロポーザル方式により行う。なお、手続きは次のとおり実施することを予定しており、詳細については募集要項等において定めるものとする。

ア) 応募資格要件

応募資格の確認として、必要資格者の配置や一定の業務実績を有すること等の確認を行う。

イ) 提案内容の評価

具体的な業務の実施方法などについて、提案内容を含め総合的に評価したうえで事業者を決定する。

なお、提案内容は書面での提出のほか、プレゼンテーション審査も踏まえて評価する。

4. 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本業務に関する事業者の募集及び選定に当たっては、表 3-1 に示す手順及び日程で行うことを予定している。(日程は都合により変更することがある。)

表 3-1 募集及び選定の手順及び日程

実施事項	日 程
実施方針の公表	令和8年5月27日
実施方針に関する質問の受付	令和8年5月27日～6月10日
実施方針に関する質問の回答公表	令和8年7月1日
プロポーザルの募集公告	令和8年8月3日
応募資格に関する質問受付	令和8年8月25日～9月1日
応募資格以外に関する質問受付	令和8年8月25日～9月18日
応募資格に関する質問への回答公表	令和8年9月25日
応募資格以外に関する質問への回答公表	令和8年10月9日
応募資格審査書類の受付	令和8年10月5日～10月16日
応募資格審査結果の通知	令和8年10月28日
技術的対話の応募締め切り	令和8年11月4日
技術的対話の実施(※)	令和8年11月10日～11月13日
技術的対話の終了宣言(公表) 対話結果の通知	令和8年11月18日
提案内容審査に関する提案書類の受付	令和8年11月18日～11月25日
事業者選定委員会 (プレゼンテーション審査及び応募者への質疑)	令和8年12月下旬頃
審査結果の通知 審査結果・審査講評の公表	令和9年1月上旬頃
詳細協議	令和9年1月上旬頃～
契約締結	令和9年1月下旬頃

(※) 希望がある場合のみ実施する。

5. その他

応募に必要な各種様式、提案書類の記載項目及び審査基準等については募集要項等で公表する。

第 3 章 業務契約に関する事項

1. 契約の締結等

1) 業務委託契約の締結

選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、本市と契約内容に関する詳細協議を行い、双方の協議が整ったときは業務委託契約を締結する。

2) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

業務委託契約書等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者は誠意をもって協議する。

3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

4) 契約に要する費用

契約に要する費用は、全て応募者の負担とする。

5) 契約保証金

小田原市契約規則による。

第 4 章 業務実施に関する事項

1. 対象業務の水準

本業務に要求する水準は、要求水準書において示すものとする。

また、業務実施に必要となる資格者等についても要求水準書に基づき配置すること。

2. モニタリングの実施

本市は、受注者が提供する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、要求水準書等において示すものとする。

3. リスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。

本市と受注者のリスク分担については、要求水準書等において示すものとする。

第 5 章 その他業務の実施に関し必要な事項

1. 予算措置

本業務における予算措置は、令和 8 年度(2026 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの債務負担行為により限度額を定める。

2. プロポーザルの中止等

不正な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告または中止等の対処を図る場合がある。

3. 応募の費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 提出書類の取扱い

1) 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。

2) 提案書類の返却

ア) 提出書類

企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。

イ) 提出内容の取扱い

提出された提案書類は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する目的以外には使用しない。ただし、小田原市情報公開条例（平成 14 年 12 月 25 日条例第 32 号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

5. 実施方針に関する質問の受付等

1) 質問の受付・回答

ア) 質問の受付

実施方針に関する質問は次のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針の公表から令和8年6月10日（水）
受付方法	受付期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和8年6月10日（水）午後5時までに返信が無い場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針（様式1）「実施方針に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 下水道施設包括業務における実施方針に関する質問書】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	5. 2) に記載の担当窓口
注意事項	質問者は、本業務に応募を検討する企業とする。

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、次の要領にて公表する。（電話や窓口等での直接回答は行わない。）

公表日（予定）	令和8年7月1日（水）
公表の方法	小田原市ホームページに質問回答を掲載

2) 担当窓口（問い合わせ、書類提出先）

小田原市上下水道局 下水道整備課

所在地 : 〒250-0296 神奈川県小田原市高田 401 番地

担当者 : 維持係 栗山、塩海

電話 : 0465-41-1622

電子メール : ge-iji@city.odawara.kanagawa.jp

実施方針（様式1）

令和 年 月 日

実施方針に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_実施方針に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項	目		
記入例	6	2	2	2)	ア)	参加資格要件について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							